

介護老人保健施設募集要項

<平成27年度分>

平成25年4月

京都市保健福祉局長寿社会部介護保険課

介護老人保健施設の許可に係る事前協議の受付

京都市では、介護老人保健施設を設置・運営する事業者について、公募により許可事業者の候補者を選定することとし、下記のとおり、平成27年度中に開設する事業所の事前協議を受け付けます。

なお、今回の募集は、候補者の選定を行うものであるため、事前協議書及び添付書類の記載された内容どおり実施されない場合は、選定を取り消す場合がありますので、御留意願います。

記

1 募集する施設

介護老人保健施設（142人分）

※ 転換型老人保健施設は除きます。

※ 新設、増設の別は問いません。ただし、いずれの場合であっても募集数（142人分）以内とします。

2 応募資格

応募の際は、提出書類の締切日において、次の全てに該当していることが必要です。

- (1) 介護老人保健施設事前協議書に掲げる処分歴等に該当する者でないこと。
- (2) 介護保険法第8条第27項に定める介護老人保健施設（以下「老健施設」という。）を運営している者若しくは運営予定者であること。
- (3) 過去5年間に本市の内外を問わず介護保険事業所の整備について法令等の違反がないこと。
- (4) 介護保険事業所を運営している者で、介護給付費等返還金がある場合は、確実に返還していること。
- (5) 役員（就任予定者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団の構成員又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 役員（就任予定者を含む。）に公序良俗に反する行為を行っている者がいないこと。

※ 老健施設の基準を満たさない場合は、選定された場合でも、失格とします。

※ 同一法人による複数計画の応募も可能です。ただし、1法人当たりの入所者（入居者）の定員の合計は、募集数の142人分以内とします。

3 事前協議の受付期間

平成25年5月29日（水）～平成25年6月14日（金） <厳守>

※ 持参のみ受付を行います。

また、受付時間は、平日の午前9時00分から午後5時00分までです。

（ただし、正午から午後1時までを除く。）

4 選定までの流れ（予定）

平成25年 4月30日（火）	公募に関する質問受付開始
平成25年 5月10日（金）	公募に関する質問受付締切り
平成25年 5月17日（金）	質問内容・回答を介護保険課ホームページで公開
平成25年 5月29日（水）	事前協議の受付開始
平成25年 6月14日（金）	事前協議の受付締切り
平成25年 6月中下旬	書類審査，ヒアリング，計画地の現地調査及び応募者の運営する既存事業所への実地調査 (注) 書類審査以外は，必要に応じて実施します。
6月下旬～7月上旬	選定委員会による審査
7月中旬	選定結果の通知

※ 選定された事業者は，選定後，地元説明会，関係行政機関への申請手続・協議手続を行ったうえ，当該内容の概要を介護保険課に提出していただくこととなります（詳細は選定後にお伝えします。）。

5 事前協議の受付

(1) 受付場所

京都市保健福祉局長寿社会部介護保険課
京都市中京区烏丸御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル2階

(2) 受付方法

3の受付期間内に持参により，事前協議書〔第1号様式〕及び事業提案書〔第2号様式〕以下「事前協議書等」という。）並びに添付書類を提出してください（添付書類は，**別紙1**添付書類一覧を参照してください。提出書類に不足があった場合は受け付けられませんので，御注意ください。）。

※ 事前協議書等の様式及び添付書類の参考様式は，京都市保健福祉局長寿社会部介護保険課のホームページからダウンロードできます。

※ 事前協議書等及び添付書類を提出される際は，担当者が書類の不足がないかを確認しますので，事前に担当者と，来課される日程の調整を行ってください（**必ず事業を実施される法人の方が持参してください。**）。

※ 事業提案書〔第2号様式〕については，記入欄内に収まるように記載してください。別紙を使用したり，申請書様式を変更されている場合は，受け付けられませんので御注意ください。

6 事前協議における選定方法

(1) 応募者から提出された事業計画に係る審査は，事業候補者の選定を多角的見地から適正に行うことを目的として設置した「京都市介護保険施設等事業者選定委員会」において審査します。

(2) 審査は，一定水準以上のサービスの質を確保するための「基本評価」と，地元貢献や地域との連携等を重視した「総合評価」に分けて行います（**別紙2**「介護老人保健施設事前協議書評価表」参照）。

(3) 「総合評価」の対象者は，「基本評価」で基準点に達した者のみです。最終的には，「総合評価」の点数で事業候補者を選定します。

- (4) 審査の結果、「総合評価」の評価点が同点の場合は、次の順で事業候補者を選定します。
- ア 後期高齢者人口に対して老健施設の定員数の比率の低い行政区へ設置される事業者
- イ くじ引き
- ※ 審査の結果、事業計画が達成できないと判断した場合には、事業候補者の選定を行わない場合があります。
- ※ 必要に応じて、ヒアリング及び現地調査を実施します。
- なお、ヒアリングについては、事前協議を行っている法人（設立予定を含む。）に在籍し、事業説明ができる方が出席してください。

7 補助金

本市では、老健施設の整備に係る補助金は実施しておりません。

8 質問等

事前協議についての質問は、電子メールで以下のとおり受け付けます。

- 質問受付期間 平成25年4月30日（火）から平成25年5月10日（金）まで
- メール送信先 kaigohoken@city.kyoto.jp（京都市介護保険課 介護事業者担当）
- メール件名 「介護老人保健施設事前協議に関する質問（事業者名を記載）」としてください。
- 備考 別紙3「介護老人保健施設事前協議質問票」を使用してください。

質問に対する回答は、平成25年5月17日（金）に、当課ホームページに掲載します。

※ 電話での問合せには回答いたしません。

※ 内容が不明な質問及び既に掲載している内容と同じ質問には、回答いたしませんので御了承ください。

9 注意事項

(1) 応募の無効、選定の取消し等

以下の場合、原則として、応募の無効、選定の取消し、次回以降の応募資格の停止等として取り扱います。

なお、許可事業者の候補者として選定した場合でも、応募書類に重大な不備等があることが判明した場合は、当該選定を取り消すことがあります。

ア 応募者が申請書類に虚偽の記載を行った場合や選定委員に接触を図る等、不正な行為があった場合

イ 介護保険法、都市計画法、建築基準法、消防法、バリアフリー条例等の各種関係法令等に違反していることが判明した場合

（なお、本市では、市街化調整区域での老健施設の新規開設を認めておりません。）

ウ 選定後、計画内容について、本市の許可なく変更を行った場合

(2) 提出された応募書類は返却しません。また、応募書類については、京都市情報公開条例（平成3年7月1日条例第12号）に基づく開示の対象となることがありますので御留意ください。

- (3) 参考様式がある添付書類については、原則として参考様式を使用してください。他の様式を使用する場合は、参考様式の内容が含まれていることが必要です。また、本市が必要とする書類を、後日提出していただくことがあります。

【問合せ先】

京都市保健福祉局長寿社会部介護保険課（介護事業者担当）

〒604-8171

京都市中京区烏丸御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル2階

TEL 075-213-5871 FAX 075-213-5801

<http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000147448.html>